

# クーポンマニュアル

## クーポンマニュアル運用編

(ver. 2) 1999/08/10

### 1. はじめに

草津市コミュニティ支援センター事務局が発行するクーポン（おうみ）は、地域NPOセンターとしてのセンター事務局運営に資することを目的としてスタートしましたが、1999年6月から8月までの実験期間を通じて、市民活動やボランティア活動の促進ならびにグリーンコンシューマーなどの環境まちづくりへの活用や地域経済活性化に資する可能性があるのではないかと考えられようになりました。

そうしたことから、一方で「おうみ研究会」を設立して長期的な視点にたった導入計画を検討をしていくこととし、同時に、センター利用券およびその応用としての広がり形成すると共に事務手続きの簡素化などを目的として、9月1日以降

は電子マネー（一部紙幣で補完）として運用していくことになりました。

### 2. 基本原則

クーポンは、原則として現金との交換はできません。

ただし、クーポンを運用する主体となっているセンター事務局には、市場流通貨幣との整合性や事務局運営のための経費捻出などの必要があるため、センター事務局だけはクーポンと現金との交換ができるものとします。

### 3. 当面の流通クーポン総量

クーポンが、センター利用券としてだけでなく、市民活動やボランティ

アの活性化並びにセンター事務局が地域NPOセンター機能を構築していく目的に活用されるには、一定程度の流通量が必要となります。

クーポン流通量は、交換可能な全体の資産に流通やストックにかかるものの総計として算出されるものですが、その流通のためのクーポンの信用創造は、発行主体の社会的信頼性などを上回るべきではないと考えます。

そこで今回、実験期間に発行されたクーポンが約2000クーポンであることから、その数値を当面の流通クーポン総量の上限として運用していくことになりました。（うち、電子マネーを補完するための紙幣形態でのクーポンは、全体の3分の1までを発行の上限とします）

クーポン「おうみ」



活動が活性化し、クーポン流通量を増やす必要が生じた場合は、事務局が信託金としてクーポン相当額をクーポン会計に納入したときのみ、増額することができます。（現在流通しているクーポン量に相当する信託金につ

いても、できるだけ早急に積み立てしていきたいと考えます。）

## 4. クーポンへの加入手続き

クーポンへの加入は次の通りです。

### ①センター登録団体

センター登録と同時に、クーポンへ加入することになります。クーポンは、労務提供や事業開催などで獲得することができます。

また、クーポンはセンター利用料と連動していますので、毎月の使用料支払をクーポン決済される場合などは、必要クーポン数に相当する使用料を事務局に前納できます。

登録団体は、センター使用料支払いにクーポンが必要な場合は、信託金としてクーポン会計に現金を預け入れることができます。

預け入れされた信託金は、必要に応じてクーポン化されてセ

ンター事務局への支払いに充てられます。

### ②センター事務局スタッフ

運用主体であるセンター事務局スタッフには、それぞれの関わりに応じてクーポンが発行されます。

### ③個人登録

個人登録を希望される場合は、別紙申請書をセンター事務局へ提出して下さい。

クーポン登録時に登録料として2000円が必要です。

登録料の支払いと同時に、20クーポンが交付されます。※ただし事務局体制が整うまでは、事務局サイドからの積極的な登録要請は行いません

### ④事業所・行政

事業所や行政関係機関が加入される場合は、登録料および協力金として105000円の協賛金が必要です。

※ただし事務局体制が整うまでは、事務局サイドからの積極的な登録要請は行いません

氏名(団体名)	月	日付	クーポン枚数	登録備考	取込別	所属
Open The Kusotou			10			
センター事務局			100			
			1000円			
東海発行室			001			
オリーブ			87			
シヤンテ アニオン			10			
てじまむ			20			
なみらの会			25			
ベタルハウス劇団			10			
もっくんバード			20			
家庭療法研究会			40			
堺市市民協賛			80			
金澤樹美			120			
個性心理学子育てネットワーク			40			
山口洋典			25			
山崎香葉			85			
子どもネットワークセンター実践科			10			

日付	トピック
99/08/24	クーポンマニュアル英語版(山口洋典)
99/08/10	クーポン運用マニュアル-案- (山本正雄)
	ご迷惑しています(山本博史 08/11)
99/08/09	メール活用した電子マネーのフォーマットができました(山本正雄)
99/08/30	クーポン会議室(山本正雄)
	センタークーポンの取(山本正雄 08/30)
	クーポンとセンター使用料金との関係について(7/13更新)(山本正雄 07/31)
	エコマニーのホームページリンク集(山本正雄 07/31)
	このページについて(山本博史 07/08)
	ロータスノードミを使ったエコマニー実験が成功しました(山本正雄 07/01)
	web電子マネー様式テスト(山本正雄 07/16)
	地域マネーと行政... 質問(山本博史 07/05)
	誰がエコマニーを運営するのか(山本正雄 07/06)
	運営主体と実験について(山本博史 07/08)
	実験過程について(山本博史 07/08)
	- 読者- センタークーポンマニュアル(運用編)(山本正雄 07/27)
99/08/14	クーポンの単価が決まりました(山本博史)
99/04/10	クーポンフリーマーケット(奥 弘光)
99/04/02	クーポン登録表(山本正雄)
99/04/02	センターくんのクーポン表(山本正雄)
	文書比率を考えたみれば(奥 弘光 04/05)
99/03/31	センタークーポンマニュアル(バージョン1.01)(山本正雄)

## 5. クーポンの取り扱い

クーポン情報は、電子データとしてコミュニティネットくさつのWEB上に掲載されます。各会員には、必要に応じて通帳式の記録用紙をお渡ししますので各自記録してください。

(内容確認は、コミュニティ支援センターにて可能です)

クーポンがセンター使用料として決済される場合は、センター事務局が自動的に振り替え処理をさせていただきます。また、センター事務局主催事業などに関する取り扱いも同様とします。

個人間などでクーポンの移動があった場合は、別紙振替書

を、センター事務局まで提出してください。

必要なクーポンが不足した場合は、クーポン信託金と引き替えに、相当額のクーポンの交付を受けることも可能です。

信託金は、クーポンと引き替えに還付を求めることができます。

脱退時の残余クーポンは、センターへの寄付として処理させていただきますのでご承知ください。

また、不要なクーポンをセンター事務局へ寄贈いただければ、クーポン運営に活用させていただきますことができますので、是非ご協力ください。

## 6. クーポン運用主体

クーポンの運用は、センター事務局が担います。

センター事務局は、必要に応じてクーポン委員および会計・監査などを選任し、適切な運用を図ります。

## 7. 情報公開と参加

クーポン運営に関する情報は、すべてWEB上で公開させていただきます。(ただし、電話番号などの個人情報は除く)

また、年に1度クーポン総会(当面はセンター総会と同時開催)を開催し、登録者の意見を反映させていただきます。なお、運用上の問題点や質問および要望などがあれば、随時お受けさせていただきますのでご遠慮なくお申し出ください。

## 8. その他

事情により、クーポン事業を中止し解散することになった場合は、清算委員会を設置し対応します。基本的には、信託金(保証金)がある場合はクーポン保有量に応じて均等分配することになるのではないかと考えていますが、けっして現金保証がされている訳ではありませんのでご留意ください。

なお、この事業はすべて市民ボランティアによって成立しています。

クーポンの趣旨に賛同いただける方々の善意の力により成功させていきたいと思っておりますので、ご協力とご理解いただいた上で登録いただきたく、お願い申し上げます。

(書類)

クーポン加入申請書

誓約書

クーポン振替書

提供できるサービス登録用紙

信託金預かり書

